

**年金**

**学生納付特例制度  
学生さんは要チェック！**

問 町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

国民年金は20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。しかし、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

**対象となる学生**

学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する20歳以上の学生などで、本人の前年所得が118万円＋扶養親族などの数×38万円以下の方

**昨年度に引き続き学生の方**

学生納付特例制度により、平成28年度に保険料納付を猶予されている方で、平成29年度も引

き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号が印字されたはがき形式の学生納付特例申請書が送付されています。

同一の学校に在学されている方は、このはがきに必要事項を記入し返送することにより、平成29年度の申請ができます（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です）。

なお、平成29年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付しますので、お近くの年金事務所にご連絡ください。

**町の教育行政を担う  
教育委員会委員が就任**

教育課 学校教育係 ☎77-1861

教育方針の決定や教育財産の管理など、町の教育行政において大きな役割を担う教育委員会。4月1日に宮原研吾さんが教育委員会委員に就任しました。



宮原 研吾さん

**国保**

**国民健康保険税  
納め忘れにご注意**

問 町民税務課 国保年金係 ☎77・3913

国民健康保険（以下、「国保」という）税の納期限を過ぎると、督促が行われます。納め忘れがある場合は急ぎ納付してください。

督促後も納めずにいると、保険の給付に制限がかかり、通常の保険証の代わりに有効期間の短い「短期被保険者証」が交付されます。さらに、納期限から

1年を過ぎると「被保険者資格証明書」が交付される場合があります。資格証明書は保険証と異なり、医療機関を受診した際いったん全額自己負担することになります。

**国保税の豆知識！Q&A**

**Q:** 国保税は誰が納めるの？

**A:** 国保では加入している一人一人が被保険者ですが、国保税は世帯主がまとめて納めます。

**Q:** 国保税はどのように決められるの？

**A:** 年度（4月から翌年3月）ごとに計算して決められます。年度の途中で加入人数が変わったり、前年の総所得金額

が変更になったりしたときなどは、再度計算します。

**Q:** 年度の途中で加入・脱退した場合、国保税はどうなるの？

**A:** 月割りで計算します。年度途中から加入した場合は、加入した月から年度末まで、年度途中で脱退した場合は、4月から脱退した前月分までとなります。

保険証のお問い合わせは国保年金係、国保税のお問い合わせは町民税務課税係（☎77-3915）までお願いします。



## 長年の消防団活動を たたえ表彰



芝山町消防団 副団長  
古川 陽一 さん

古川さんは昭和59年に消防団に入団し、長年にわたり地域の消防・防災活動に尽力されました。このたびその功績をたたえられ、消防庁長官永年勤続功労章を受章しました。

そのほかの消防団表彰については、15ページに掲載しています。

現在町では、納期内に納付されない方に対して、督促状や催告書など自主納付を促しています。

しかし、再三の催告にも応じず納付相談の連絡もない、納税に誠意の見られない滞納者に対しては、公平性を保つため、滞納処分として資産調査や勤務先などへの収入調査を行い、差し押さえを執行します。

※やむを得ない事情により納期限内に納付できない方は、納税相談にお越しくください。

### 平成 28 年度滞納処分（差し押さえ）の状況

区 分	差押件数	差押金額
預 貯 金	83 件	3,921,370 円
生 命 保 険	13 件	8,610,990 円
給 与	1 件	39,000 円
国 税 還 付 金	10 件	592,137 円
合 計	107 件	13,163,497 円

## 収 税

税の公平性を保つため  
滞納処分を進めています！

問 町民税務課 収税係 ☎77・3916

町税は納期限内に納めていただくことが原則です。町の健全な財政運営のために、納期限内に必ず納付してください。

## 花 植

しばやま花いっぱい運動  
たくさんの花でお出迎え

問 まちづくり課 都市環境係 ☎77・3909

「しばやま花いっぱい運動」は花壇の花植えや、はにわ祭に向けた花植えイベントなどを行っています。

第1回目の活動は、はにわ道沿いの花壇の花植えです。ご協力くださる参加者を募集します。町を美しい花でいっぱいにしましょう。

■日時 6月3日(土)

午前8時30分～ 受付開始

午前9時～ 開催

(雨天決行)

■集合場所 役場南庁舎前

※当日は、動きやすい服装でお越しください。植える道具(シャベルなど)・タオル・



軍手をご用意できる方はご持参ください。

## 5月・6月は、赤十字運動月間です ～災害からいのちを守る赤十字～

日本赤十字社千葉県支部は、「人のいのちと健康、尊厳を守る」という使命のもと、世界190の国と地域に組織されている赤十字・赤新月社と連携し、国内の災害時における救護活動や国外の紛争・自然災害・病気などで苦しむ人々への救援活動だけでなく、その後の復興支援や防災・予防などの開発協力など、さまざまな人道的活動を行っています。

これらの人道的活動は、多くの皆さまの温かい善意によって支えられています。

活動資金へのご協力をお願いします。

### ■問合せ

日本赤十字社千葉県支部

☎043-241-7531

<http://www.chiba.jrc.or.jp>